

## 上関町地域おこし協力隊設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少や少子高齢化の進行が著しい本町において、地域外の人材を活用し、地域の活力を促進するとともに、その人材の定住・定着を図るため、上関町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置し、協力隊員の勤務条件等について、必要な事項を定めるものとする。

### (任用)

第2条 町長は、次に掲げる要件を満たすものを公募し、これに応募した者のうちから隊員を任用する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域又は指定地域を除く。）に住所を有する者で、生活拠点を当町へ移し、住民票を異動することが確約できる者（任用される前に既に住民票を異動し、町内に定住又は定着している者を除く。）
- (3) 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる者
- (4) 心身ともに健康で、地域になじむ意思を有し、かつ、誠実に職務を遂行できる者

### (任用期間)

第3条 協力隊員の任用期間は、原則として1年以内とし、任用の日から最初に到来する3月31日までとする。ただし、従前の勤務実績に基づく能力の実証により、町長が必要と認めるときは、1年度ごとに再度の任用を行うことができる。

2 前項ただし書の規定による任用期間は、初めて任用された日から3年を限度とする。

3 町長は第1項の規定に関わらず、協力隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも解職することができる。

- (1) 心身の故障のため業務の遂行に支障があると認めたとき。
- (2) 勤務成績が良くないとき。
- (3) その他協力隊員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 任用職員の職務が不要となったとき。

### (身分)

第4条 協力隊員の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

### (業務)

第5条 協力隊員は、次の業務を行うこととする。

- (1) 地域資源（観光・特産品）の発掘、振興に関する業務
  - (2) SNSなどを使用した観光情報発信に関する業務
  - (3) 農水産業の振興支援に関する業務
  - (4) 高齢者の見守り活動の支援に関する業務
  - (5) 地域行事の企画・運営・参加に関する業務
  - (6) 集落の維持・活性化支援に関する業務
  - (7) その他町長が必要と認める業務
- （勤務時間等）

第6条 協力隊員の勤務時間は、1週の勤務時間が37時間30分を超えない範囲内とし、週5日勤務とする。

- 2 所属長は、隊員の職務に特別の事情があると認めるときは、前項の勤務時間の範囲内において、勤務日数及び時間を変更することができる。
- 3 協力隊員は、所属長が特に必要があると認める場合には、前日以前に予告して、あらかじめ指定した勤務を要しない日と勤務日を振り替えることができる。
- 4 協力隊員は、病気その他の理由で業務に従事できない場合は、速やかにその旨を所属長に届け出なければならない。

（休暇）

第7条 隊員の休暇については、上関町会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則（令和元年上関町規則第3号）に定める基準に従い、必要に応じて付与する。

（服務）

第8条 協力隊員は、業務の執行にあたっては常に公正であるとともに、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務の遂行に当たっては、関係法令や条例等を遵守し、所属長の指示に従わなければならない。
- (2) 業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、協力隊員を退いた後も同様とする。
- (3) 協力隊員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し又は加担してはならない。
- (4) 勤務時間中は、全力を挙げて職務に専念しなければならない。

（報酬等）

第9条 協力隊員の報酬、手当及び費用弁償については、上関町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年上関町条例第28号）に定めるところによる。

- 2 隊員の住居の賃貸借に要する費用及び隊員の職務遂行に当たり町長が必要と認め得る物品等の確保に要する経費は、予算の範囲内で町が負担する。

（社会保険等）

第10条 協力隊員の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

(公務災害補償)

第11条 協力隊員の公務上の災害については、山口県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例（平成18年山口県市町総合事務組合条例第36号）の規定により補償するものとする。

(辞任)

第12条 協力隊員は、辞任しようとする場合は、特別の事情があるときを除き、辞任をしようとする日の30日前までに、その旨を文書で申し出て町長の承認を受けなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。